

介護予防・日常生活支援総合事業
1 日型デイサービス(第 1 号通所事業) 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態または事業対象者にある方に対し、適正な介護予防・生活支援サービス事業通所型サービスを提供することにより、状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	デイサービスセンター やすらぎの里
指定番号	3 4 7 0 2 0 1 1 6 5
所在地	広島市佐伯区五月が丘四丁目 1 5 番 6 号
管理者の氏名	上田 辰彦
電話番号	0 8 2 - 9 4 1 - 2 9 0 0
F A X 番号	0 8 2 - 9 4 1 - 2 9 0 6
通常の事業実施地域	広島市佐伯区

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常 勤	非常勤	合 計
管理者	業務の一元的な管理	1 名	0 名	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	1 名	1 名	2 名
看護職員	健康管理及び看護、服薬管理、保健衛生管理	0 名	4 名	4 名
介護職員	介護業務	2 名	5 名	7 名
機能訓練指導員	身体機能の維持・向上のための訓練及び指導	0 名	1 名	1 名
歯科衛生士	口腔衛生・機能の維持・改善のための指導及び訓練	0 名	0 名	0 名

(3) 設備の概要

○ 食堂 1 室

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○ 機能訓練室 1 室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○ その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

定員 30 名

営業時間帯 月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分

サービス提供時間 〃 9 時 40 分～15 時 00 分

ただし、年末年始休業あり。

(5) 第三者評価

第三者評価実施の有無 有 ・ ☒ 無

3. サービスの内容

当事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図ります。

4. 利用料金

広島市が告示で定める金額であり、改定された場合は自動的に変更されます。

☐ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1 か月につき）

	単位数	利用者負担金額（1 割）
●事業対象者・要支援 1 (週 1 回程度)	1,798 単位（1 月当り）	／ 2,048 円
●要支援 2 (週 1 回程度)	1,798 単位（1 月当り）	／ 2,048 円
●要支援 2 (週 2 回程度)	3,621 単位（1 月当り）	／ 4,124 円

(2) 加算

介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 加算率 9.0%

※上記の負担金額は、単位数に乙地域加算（1 単位＝10.45 円）をかけ、さらに加算を加えて計算した金額で、1 割負担の方の場合となります。負担割合は

保険者が発行する負担割合認定証に基づき 1 割～3 割となり、通常 9 割～7 割が介護保険から給付されます。

□ その他の費用

- (1) 食事の提供に要する費用 600 円 (1 食当り)

なお、利用当日午前 10 時以降のキャンセルは出来ませんので、上記食事代をいただきます。ご注意ください。

一か月当たりの利用料金 円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年 2 回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 業務継続への対応

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、また非常時の体制下で早期の業務再開を図るための業務継続に向けた計画 (BCP) の策定を行います。業務継続計画は定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を実施します。なお感染症については、感染症の予防及び蔓延防止のための指針に基づく対策に取り組みます。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 身体拘束の禁止

事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、利用者の自由を制限するような身体拘束等を行いません。利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ恐れがある等の事由により、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。やむを得ず身体拘束を行う際は、必要最低限の範囲内に止めるとともに、原則として、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るものとします。

12. 利用者の尊厳の保持及び高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止を推進するため、高齢者虐待防止のための指針に基づく委員会を定期的開催します。虐待防止のための委員会は、高齢者虐待の未然防止、悪化防止、再発防止を図るための活動に取り組みます。従業者に対して委員会の内容の周知を図るとともに、虐待防止のための研修を定期的実施します。

13. ハラスメント防止対策

事業者は、職員への権利侵害を防止するため、介護現場におけるハラスメント（利用者や家族等からの職員への身体的暴力、精神的暴力及びセクシャルハラスメント）に対して組織的な対応を行います。また、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を活用し、職員のメンタルヘルスケアに取り組み、ハラスメント防止に向けた施策の充実を図ります。

14. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口責任者 上田 辰彦（管理者）

窓口担当者 森久保 吉康、川口 百花（生活相談員）
ご利用時間 月～土曜日 8時30分～17時30分
ご利用方法 電話 082-941-2900

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地 : 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号 : 082-554-0770

広島市佐伯区厚生部健康長寿課介護保険係

所在地 : 広島市佐伯区海老園1丁目4番5号

電話番号 : 082-943-9730

広島市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指導係

所在地 : 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号

電話番号 : 082-504-2183

15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 広島市佐伯区五月が丘四丁目15番6号

事業者名 デイサービスセンター やすらぎの里
(指定番号 3470201165)

管理者名 上田 辰彦 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から利用サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 広島県広島市

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印 （続柄 ）